

(別紙2)

保育施設の移管に関する協定書(案)

会津若松市(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)は、甲が所管する保育施設の民営化に伴い、甲から乙への施設の移管及びその後の保育施設の管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力し、民営化する施設を円滑に、かつ、安定的に継続して運営するために必要な事項を定めるものとする。

(信義誠実の原則)

第2条 甲及び乙は、相互に信義を重んじ、この協定を誠実に履行しなければならない。

(施設の名称及び所在地)

第3条 管理及び運営を移管する施設の名称及び所在地は、以下のとおりとする。

名 称：会津若松市広田保育所

所在地：会津若松市河東町広田字横堀 15 番地

(協定の期間)

第4条 この協定の期間は、協定締結の日から令和 38 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間終了後においても、甲乙協議の上、この協定を継続して締結するよう努めるものとする。

(認定こども園の運営の開始)

第5条 乙は、会津若松市広田保育所(以下「広田保育所」という。)の土地及び建物を活用し、令和 8 年 4 月 1 日から幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。)の運営を開始するものとする。

(認定こども園の名称)

第6条 認定こども園の名称は、甲乙協議の上、決定する。

(土地の使用許可等)

第7条 広田保育所の土地の使用については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項及び会津若松市財務規則(平成 5 年会津若松市規則第 12 号)第 217 条の規定に基づき、許可手続を行うものとする。

2 広田保育所の土地の使用料は、会津若松市行政財産使用料条例(平成 2 年会津若松市条例第 31 号)第 4 条の規定に基づき、当初の 10 年間は無償とする。ただし、その後は原則有償とし、10 年ごとに社会経済状況の推移等及び事業者の経営状況等を考慮した上で、額の見直しを協議する。

3 土地の維持管理のために要する費用その他の必要経費及び当該土地の改良等のために要する費用は、乙の負担とし、その他必要な事項は別途定める。

(建物の譲渡)

第8条 建物、その他の工作物、樹木や植栽等(以下「建物等」という。)については、甲と乙で譲渡契約を締結し、無償で譲渡する。

2 建物等については、現状有姿のまま引き渡すこととし、甲は契約不適合責任を負わないものとする。

3 譲渡後の建物に係る所有権移転登記は、譲渡契約締結後に甲が行うこととし、移転登記に必要な登録免許税及びその他譲渡に関して必要となる一切の費用は、乙の負担とする。

- 4 譲渡された建物等について、乙は認定こども園の運営及び子育て支援に資する事業以外の目的で使用することはできない。

（備品の譲渡）

第9条 広田保育所で使用している備品の譲渡については、甲乙が別途協議することとする。

（施設整備に係る費用負担）

第10条 乙は、認定こども園として、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども（以下「1号認定子ども」という。）の定員を設定することとし、定員に見合った保育室を確保するため、施設整備を行うこととする。

2 施設整備に係る費用は、乙が負担するものとする。

3 甲は、乙が施設整備に係る財政的支援を要するときには、甲が国庫補助金（就学前教育・保育施設整備交付金）の内示が受けられた場合に、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号）及び会津若松市就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（令和6年5月14日決裁）に基づき、予算の範囲内で国の交付金の対象額（上限額あり）の4分の3の補助金を交付するものとする。

4 甲は、乙の運営開始当初における費用負担の軽減を図り、安定的な事業運営に資するため、前項に加え、国の交付金の対象額（上限額あり）の4分の1を独自補助金として交付するものとする。

5 前2項の規定は、国及び甲の補助事業の継続と予算の成立を条件とする。

（施設整備に係る遵守事項）

第11条 乙は、施設整備にあたり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年福島県条例第100号）に定める基準に適合すること。
- (2) 工事の発注は、自己資金のみで実施する場合を除き、会津若松市の入札制度に準じて行うこと。
- (3) 工事用資材の購入及び調達については、規格・品質等条件を満たすものであれば、地元製品の活用に努めるとともに、下請け工事の発注についても、地元業者の活用を心がけること。
- (4) 工事にあたっては、在園児の安全管理や教育・保育活動への影響を最小限に留めるよう十分に配慮すること。
- (5) 整備方針について、広田保育所の在園児の保護者への説明に努めること。

（運営に係る遵守事項）

第12条 乙は、認定こども園の運営にあたり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 移管予定日である令和8年4月1日までに必要な申請手続、届け出等を遅滞なく行い、福島県知事による設置の認可を受けること。
- (2) 想定する定員は、175名とするが、保育教諭等の人材確保に一定の期間を要することを踏まえ、開園初年度の利用定員は140名を下回らない範囲で定めることとし、開園後3年間に限り、定員に係る経過措置期間を設けることとする。なお、運営開始後の社会情勢の変化等により、想定する定員が施設の利用ニーズと乖離する場合には、別途、市と協議の上、利用ニーズを踏まえた定員設定を行うこと。
- (3) 生後3ヶ月以上の乳児から受け入れることとし、定員は各年齢同数か、年齢が長じることにより増加するように設定すること。
- (4) 開園日は、原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日までの日を除く日とする。また、教育標準時間利用児に限り、前述の日に加え、学年始、夏季、冬季及び学年末等において、乙が別に

定める休園日を除く日とする。ただし、休日及び年末年始に保育を実施する場合は、この限りではない。

- (5) 原則として、開園時間は、午前7時から午後7時までとし、教育・保育時間は、教育標準時間利用児にあっては、午前8時30分から午後2時まで、保育標準時間利用児にあっては、午前7時から午後6時までとする。また、保護者の希望に応じ、開園時間内での一時預かり事業及び延長保育事業を実施すること。
- (6) 通常の保育事業のほかに、延長保育事業、一時預かり事業（一般型・幼稚園型）及び障がい児の受け入れを行うこと。
- (7) 自園調理による食事の提供を行うこと。（1号認定子どもも対象とすること。）
- (8) 次に掲げる事項に留意し、地域子育て支援拠点事業を実施すること。
 - ① 子育て支援事業に供する専用スペースを設けること。
 - ② 育児相談等を通じて、子育てに係る不安解消に向けた支援を積極的に行うこと。
 - ③ 地域における多様な人材その他の社会資源を活用すること。
- (9) 教育標準時間利用児のニーズに応じて、通園バス又はこれに代わる車両を運行すること。また、運行時刻、運行ルート及び乗降場所の設定の際には、利用者の利便性に十分配慮するとともに、緊急時等における一時利用など弾力的な運用を可能とすること。
- (10) 保育サービスの対価として保護者負担を求める場合は、事前に保護者へ説明し、理解を得た上で実施すること。
- (11) 地域に開かれた園を目指し、地域貢献及び地域交流の取り組みを行うものとし、利用者に選択される魅力ある園づくりに取り組むこと。特に、「河東地区幼保連携型認定こども園整備等懇談会」を通して、保護者や地域住民等の意向を把握するとともに、園運営の状況等を周知するなどにより、家庭及び地域との連携協力の促進に努めること。
- (12) 会津若松市立河東第三幼稚園（以下「河東第三幼稚園」という。）との利用児童間及び職員間の連携・交流に努めること。
- (13) 河東学園（義務教育学校）との連携・交流に努めること。
- (14) 本施設が、河東地区における教育・保育事業の中心を担う施設であることを十分認識し、甲が行う教育・保育行政に積極的に協力すること。
- (15) その他
 - ① 河東第三幼稚園からの転園を希望する子どもは、全て受け入れること。
 - ② 保育教諭等の配置については、個々の専門性や経験年数のバランス等に配慮すること。
 - ③ 在園児の環境変化への対応として、広田保育所及び河東第三幼稚園に在籍している任期付職員及び会計年度任用職員のうち、移管後の施設において雇用されることを希望する者について、継続雇用に努めること。
 - ④ 施設の移管までの間、甲と協力の上、施設運営に係る引継ぎや、広田保育所の在園児への合同保育を実施すること。なお、引継ぎ及び合同保育の実施方法については、別途、甲と協議すること。
 - ⑤ 広田保育所の保護者に対して、運営法人の理念や運営内容等について、十分な説明に努めること。
 - ⑥ 施設において、政治上の主義の推進を目的とする活動や、特定の宗教の教義を広め、信者を強化育成することを目的とする活動等を行わないこと。

(協定に違反した場合の措置)

第13条 甲は、乙がこの協定の定めに従っているときは、乙に対して是正のため必要な措置を求めることができる。

2 乙は、前項の求めがあったときには、これに応じなければならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、この協定に定める事項を履行しないために甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協定の変更)

第15条 この協定の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

第16条 この協定の内容に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、募集要項、公募にあたっての質問回答書及び応募書類の記載内容が適用されるものとし、それらに記載が無い場合には、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 会津若松市東栄町3番46号
会津若松市
代表者 会津若松市長 室井照平

乙 会津若松市_____

代表者 _____